

「WEB 給<sup>®</sup>」約款変更の新旧対照表

(下線部分変更)

2021年4月2日

新	旧
<p><b>第2条 (利用約款の変更)</b>            当社は、この利用約款の変更が、<u>当社および契約者双方にとって契約の目的に反せずかつ合理的なものであるとき</u>、契約者の事前の承諾を得ることなくこの利用約款を変更することができるものとします。</p>	<p><b>第2条 (利用約款の変更)</b>            当社は、この利用約款の変更が、契約の目的に反せずかつ合理的なものであるとき、契約者の事前の承諾を得ることなくこの利用約款を変更することができるものとします。</p>
<p><b>第4条 (サービスの廃止)</b>            当社は、<u>自らの裁量により、契約者の承諾を得ることなく本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。</u></p> <p><u>2 当社は、前項により本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当該廃止の2ヶ月前までに当社が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、契約者に対する電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。）で契約者に通知します。</u></p> <p><u>3 当社は、本条に基づく本サービスの全部又は一部の廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。</u></p>	<p><b>第4条 (サービスの終了)</b>            当社は、<u>本サービスの一部または全部を終了することがあります。</u></p> <p><u>2 本サービスの一部または全部を終了するときは、終了する1か月前までにその旨を通知あるいは告知します。</u></p>
<p><b>第5条 (契約の単位)</b>            契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、<u>個々に利用約款に基づき本サービスの利用の契約を締結するものとします（以下、第10条第1項により当社と契約者との間で個々に成立する本サービスの利用に関する契約を「利用契約」といいます。）。</u></p> <p>2 当社は、利用約款の他に必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は<u>利用約款とともに特約を遵守するものとします。</u></p>	<p><b>第5条 (契約の単位)</b>            契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、<u>個々にサービス利用契約を締結するものとします。</u></p> <p>2 当社は、<u>本利用約款の他に必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本約款とともに特約を遵守するものとします。</u></p>
<p><b>第6条 (契約期間)</b>            本サービスの<u>利用契約の期間</u>は第10条（契約の成立）第1項に定める利用開始日から起算して、6か月以上とします。</p>	<p><b>第6条 (契約期間)</b>            本サービスの<u>契約期間</u>は第10条（契約の成立）第1項に定める利用開始日から起算して、6か月以上とします。</p>

<p><b>第9条 (契約申込)</b></p> <p>2 <u>利用申込</u>は、当社所定の<u>利用申込書</u>を提出することによって<u>行う</u>ものとします。</p> <p>4 <u>利用申込書</u>その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、<u>当該個人情報</u>にかかる本人に同意を得た上で記載するものとします。</p>	<p><b>第9条 (契約申込)</b></p> <p>2 <u>請求書支払い</u>は、当社所定の<u>契約申込書</u>を提出することによって<u>申し込む</u>ものとします。</p> <p>4 <u>利用申込書</u>その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。</p>
<p><b>第10条 (契約の成立)</b></p> <p>2 <u>利用申込</u>に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。</p> <p>3 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(3) <u>利用申込書</u>に虚偽の事実を記載したとき <u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>前各号</u>のほか、当社の業務遂行上支障があるとき</p> <p>4 当社が<u>前項に基づき</u>申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。</p>	<p><b>第10条 (契約の成立)</b></p> <p>2 <u>契約申込</u>に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。</p> <p>3 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(3) <u>契約申込書</u>に虚偽の事実を記載したとき</p> <p>(4) <u>申込者が未成年であって保護者の同意を得ていないとき</u></p> <p>(5) <u>前各号</u>のほか、当社の業務遂行上支障があるとき</p> <p>4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。</p>
<p><b>第13条 (契約者の地位の承継)</b> <u>(削除)</u></p>	<p><b>第13条 (契約者の地位の承継)</b> <u>契約者である個人が死亡したとき、利用契約は終了します。</u></p> <p><u>2</u></p>
<p><b>第14条 (契約者が行う利用契約の解除)</b></p> <p>契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の30日前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。<u>当該書面による通知は当社の受領日をもって通知がなされたものとします。</u></p>	<p><b>第14条 (契約者が行う利用契約の解除)</b></p> <p>契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の30日前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。</p>
<p><b>第15条 (当社が行う利用契約の解除)</b></p> <p>(5) 当社が提供する他のサービスにおいて、<u>当該サービスにおける約款違反</u>により</p>	<p><b>第15条 (当社が行う利用契約の解除)</b></p> <p>(5) 当社が提供する他のサービスにおいて、<u>利用約款違反</u>により契約を解除された</p>

契約を解除されたとき	とき
<b>第 23 条 (提供停止)</b> (6) 当社が提供する他のサービスにおいて、 <u>当該サービスの約款違反により契約を解除されたとき</u>	<b>第 23 条 (提供停止)</b> (6) 当社が提供する他のサービスにおいて、 <u>利用約款違反により契約を解除されたとき</u>
<b>第 24 条 (料金等)</b> 本サービスの料金は、 <u>見積書に定めるとおり</u> とします。	<b>第 24 条 (料金等)</b> 本サービスの料金は、「 <u>料金表</u> 」の定めるとおりとします。
<b>第 25 条 (料金等の支払義務)</b> 3 第 10 条 (契約の成立) <u>第 3 項の規定により、当社が契約の承諾をしなかった場合であっても、利用申込み後に当社に損害が発生したときは、</u> 当社は利用申込者に対して契約が成立した場合における <b>第 24 条 (料金等)</b> と同額の損害金を請求します。 損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。	<b>第 25 条 (料金等の支払義務)</b> 3 第 10 条 (契約の成立) <u>4 項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、</u> 当社は利用申込者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求します。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。
<b>第 26 条 (料金等の計算方法)</b> (1) 初期料金は、利用開始前に支払うものとする (2) 月額料金は、当該月の 1 日から末日までを 1 ヶ月分として計算する (3) 利用開始月の料金の額は、1 ヶ月分の月額料金とする (4) <u>契約期間を経過する前に解除があった場合を除き、契約の解除の日は当該月末日となり、当該月の料金の額は、当該月の末日までの月額料金の額とする</u>	<b>第 26 条 (料金等の計算方法)</b> (1) 初期料金は、利用開始前に支払うものとする。 (2) 月額料金は、当該月の 1 日から末日までを 1 ヶ月分として計算致します。 (3) 利用開始月の料金の額は、1 ヶ月分の月額料金とします。 (4) <u>契約の解除 (契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。)</u> の日は当該月末日となり、当該月の料金の額は、当該月の末日までの月額料金の額とします。
<b>第 27 条 (料金等の支払方法)</b> 契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書により料金を支払うものとします。	<b>第 27 条 (料金等の支払方法)</b> <u>請求書支払い</u> 契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書または口座振替により料金を支払うものとします。
<b>第 31 条 (消費税)</b> 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法 ( <u>令和二年法律第八号による改正後</u> ) 及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて、消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対	<b>第 31 条 (消費税)</b> 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法 ( <u>平成 6 年法律第 109 号</u> ) 及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて、消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対

<p>し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。</p>	<p>を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。</p>
<p><b>第 32 条 (端数処理)</b>          当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を<u>四捨五入</u>します。</p>	<p><b>第 32 条 (端数処理)</b>          当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を<u>切り捨て</u>ます。</p>
<p><b>第 34 条 (データ等の取り扱い)</b>          本サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、<u>当社に故意または重過失がある場合を除いて</u>当社はいかなる責任も負わないものとします。</p>	<p><b>第 34 条 (データ等の取り扱い)</b>          本サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。</p>
<p><b>第 36 条 (データ・ソフトウェア等の消去)</b>          2 当社は、前項に基づく情報等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負わないものとします。</p>	<p><b>第 36 条 (データ・ソフトウェア等の消去)</b>          2 当社は、前項に基づく情報等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。</p>
<p><b>第 39 条 (個人情報の保護)</b>          当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の機密情報及び個人情報を当社の指定する第三者以外に開示もしくは漏洩、または本サービスの提供の目的以外に使用しないものとします。ただし、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示の要求があった場合には、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。<u>ただし、かかる開示の要求があった場合、当社は、ただちに契約者にその旨を連絡するものとし、開示につき契約者の秘密情報及び個人情報が秘密として取り扱われるよう最善を尽くすものとします。</u>          2 契約者は、前項に関わらず当社が本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報のうち次の各号に定めるものを、第三者への提供を含み、当該各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う</p>	<p><b>第 39 条 (個人情報の保護)</b>          当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の秘密情報及び個人情報を当社の指定する第三者以外に開示もしくは漏洩、または本サービスの提供の目的以外に使用しないものとします。ただし、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示の要求があった場合には、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。          2 契約者は、前項に関わらず当社が本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報のうち次の各号に定めるものを、第三者への提供を含み、当該各号に定める利用目的（以下「利用目的」といいます</p>

<p>ことに同意するものとします。</p> <p>(6) 法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの開示要求に従い<u>契約者等</u>の個人情報を開示するため、当該<u>契約者</u>の個人情報を利用すること</p> <p>3 契約者は当社が保有する契約者の個人情報についてデータの開示を求めることができるものとします。またその結果、誤りがあれば当該データの訂正または利用の停止を求めることができるものとします。開示請求への対応は、当該契約者本人であることを当社が確認できた場合に限るものとします。なお、開示請求にあたり、当社が規定する所定の手数料を支払うものとします。</p>	<p>す。)の達成に必要な範囲内で取り扱うことに同意するものとします。</p> <p>(6) 法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの開示要求に従い<u>お客様等</u>の個人情報を開示するため、当該<u>お客様</u>の個人情報を利用すること</p> <p>3 契約者は当社が保有する契約者の個人情報についてデータの開示を求めることができるものとします。またその結果、誤りがあれば当該データの訂正または利用の停止を求めることができるものとします。開示請求への対応は、当該契約者本人であることを当社が確認できた場合に限るものとします。なお、開示請求にあたり、当社が規定する所定の手数料を支払うものとします。</p>
<p><b>第 40 条 (反社会的勢力の排除)</b></p> <p>3 <u>契約者</u>及び当社は、相手方が第 1 項のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができるものとし、相手方はこれに協力するものとします。また、<u>契約者</u>及び当社は、自らが第 1 項のいずれかに違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとします。</p> <p>4 <u>契約者</u>及び当社は、相手方が前三項のいずれかに違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに本サービスの利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>5 <u>契約者</u>及び当社は、前項に基づく解約により相手方が被った損害について、一切の義務及び責任を負わないものとします。</p>	<p><b>第 40 条 (反社会的勢力の排除)</b></p> <p>3 <u>お客様</u>及び当社は、相手方が第 1 項のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができるものとし、相手方はこれに協力するものとします。また、<u>お客様</u>及び当社は、自らが第 1 項のいずれかに違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとします。</p> <p>4 <u>お客様</u>及び当社は、相手方が前三項のいずれかに違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに本サービスの利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>5 <u>お客様</u>及び当社は、前項に基づく解約により相手方が被った損害について、一切の義務及び責任を負わないものとします。</p>
<p><b>第 43 条 (守秘義務)</b></p> <p>契約者及び当社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩しては</p>	<p><b>第 43 条 (守秘義務)</b></p> <p>契約者及び当社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩しては</p>

<p>ならないものとしします。ただし、次の各号に該当する<u>ことを証明できる場合は、この限りではないものとしします。</u></p>	<p>ならないものとしします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとしします。</p>
<p><b>第 44 条 (残存条項)</b>  <u>第 39 条 (個人情報保護)、および第 43 条 (守秘義務) については、本契約終了の後も効力を有するものとしします。</u></p>	<p><b>第 44 条 (残存条項)</b>  第 43 条 (守秘義務) については、本契約終了の後も効力を有するものとしします。</p>
<p><b>第 45 条 (第三者への委託)</b>  契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとしします。  <u>2 前項の場合、当社は、第 39 条 (個人情報保護) および第 43 条 (守秘義務) に定める自らの義務と同等の義務を当該委託先に対して負わせるものとし、当該委託先によるかかる義務の履行について、契約者に対し責任を負うものとしします。</u></p>	<p><b>第 45 条 (第三者への委託)</b>  契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとしします。</p>
<p><b>附則</b>  2021 年 4 月 2 日に改定しました。改定された約款は 2021 年 4 月 9 日から実施します。  以上</p>	